国民健康保険税の税率や軽減内容が改正されました

保険税の課税区分に新たに長寿医療制度の運営に必要な費用として「後期高齢者支援金」が加えられ、従前の医療費分の賦課限度額が「56万円」から「47万円」に減額され、後期高齢者支援金の賦課限度が「12万円」となり、医療費分と後期高齢者支援金の合計では「59万円」で、3万円の引き上げとなります。

国保税率は、介護納付金分が据え置きにとなり、医療費分と後期高齢者支援金の合算では、均等割額及び世帯平等割を据え置き、所得割率及び資産割率では若干の引き下げとなりました。

今金町国民健康保険税条例の一部改正条例が6月定例議会で可決され、表のとおり改正となりました。

平成20年度の税率決定にあたりましては、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設や国保退職制度の廃止、老人医療制度の廃止、法改正に伴う70歳以上の方の保険給付率（9割から8割へ）の改正、40歳から74歳までを対象として特定健康診査等の義務化など大規模な医療制度改革や、平成19年度から医療費が急増していることなどを踏まえ、前年度の確定賦課時に比べ歳出全体では2千1百万円の減額となりましたが、保険給付費では5千2百万円の増額となったところであります。

しかしながら、長寿医療制度の創設に伴い、被保険者数が大幅に減少したことから国保税の賦課においては平成19年度ベースでの比較推計で4～5千万円程度の減収が見込まれますが、被保険者の基準所得の増加や歳出額の微減を踏まえ、また、依然として厳しい経済状況を考慮し、財政調整基金から5百万円の繰入で収支の均衡を図り、賦課総額に対する1世帯当たりの保険税額は長寿医療制度影響分を控除した対前年比では890円程度の負担減となり、1人当たりではほぼ同額となったところであります。

■ 国民健康保険税表【改　正】

区分				平成20年度	平成19年度	増減
医療分	税率	応能	所得割額	100分の 6.71	100分の 9.00	△100分の 2.29
			資産割額	100分の42.27	100分の53.00	△100分の10.73
		応益	均等割額（一人当たり）	21,400円	25,500円	△4,100円
			世帯平等割額（一般）	32,800円	39,000円	△6,200円
			世帯平等割額（特定世帯）	16,400円	―	―
	賦課限度額			470,000円	560,000円	△90,000円

区分				平成20年度	平成19年度	増減
後期高齢者支援金	税率	応能	所得割額	100分の 1.23	―	100分の 1.23
			資産割額	100分の 8.07	―	100分の 8.07
		応益	均等割額（一人当たり）	4,100円	―	4,100円
			世帯平等割額（一般）	6,200円	―	6,200円
			世帯平等割額（特定世帯）	3,100円	―	3,100円
	賦課限度額			120,000円	―	120,000円

区分				平成20年度	平成19年度	増減
医療分・後期高齢者支援金計	税率	応能	所得割額	100分の 7.94	100分の 9.00	△100分の 1.06
			資産割額	100分の50.34	100分の53.00	△100分の 2.66
		応益	均等割額（一人当たり）	25,500円	25,500円	増減なし
			世帯平等割額（一般）	39,000円	39,000円	増減なし
			世帯平等割額（特定世帯）	19,500円	―	―
	賦課限度額			590,000円	560,000円	30,000円

区分				平成20年度	平成19年度	増減
介護納付金	税率	応能	所得割額	100分の 1.25	100分の 1.25	増減なし
			資産割額	100分の10.50	100分の10.50	増減なし
		応益	均等割額（一人当たり）	7,000円	7,000円	増減なし
			平等割額（一世帯当たり）	7,100円	7,100円	増減なし
	賦課限度額			90,000円	90,000円	増減なし